

平成27年度 第2回総合教育会議 議事録

日時：平成27年9月2日（水）15：15～16：30

場所：佐世保市役所5階 庁議室

出席者：朝長佐世保市長、永元教育長、久田教育長職務代理者、深町教育委員、合田教育委員、内海教育委員

【議事録】

総務課長 定刻となりましたので、ただいまから、平成27年度第2回総合教育会議を開催いたします。皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、教育委員会総務課長の大藤と申します。本日の進行の補助を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。前回は要綱等の整備により本会の運営に関する事項を主として決定していただきましたが、本日が、2回目ということで、要綱に基づき大綱を定めるなどの協議事項を準備いたしておりますので、よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

協議に入ります前に、本日お配りしております資料のご確認をお願いいたします。

- ①式次第
 - ②資料1 総合教育会議の構成員について
 - ③資料2-1 教育大綱について
 - ④資料3 市内県立高校女子生徒の逮捕事案に係る佐世保市いじめ防止対策推進委員会最終報告並びに佐世保市教育委員会の見解及び今後の取組等について
 - ⑤資料4 中学校教科用図書採択について
 - ⑥参考 佐世保市教育振興基本計画（第2期）
- 以上、6種類でございます。ございますでしょうか。

それでは、ここで会の主宰者であります、朝長市長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

朝長市長 皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。市内小・中学校では、夏休みも終わり、前期後半の授業が始

政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の附則第2条を適用し、その在任期間中は、旧法上の教育長として委員に就任していただいております。

しかしながら、去る7月31日付をもって、この附則による旧教育長を退任され、改めて8月1日より教育委員長と教育長を一本化した、いわゆる新教育長にご就任されております。

つきましては、前回までは、教育委員長として久田委員、教育長として永元教育長となっておりますが、本会より永元教育長を佐世保市教育委員会の代表者として位置付けるとともに、久田委員を教育長職務代理者として資料1下段の名簿をお示しさせていただきます。説明は以上でございます。

朝長市長 はい。ありがとうございました。

今、説明がありましたとおり、永元教育長の異動に伴い教育委員会内の役職に異動が生じておりますが、構成は変わらないということのようです。私を含めこのような構成ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございました。それでは、そのように決定いたします。

では、次に、協議事項2として教育大綱をご協議いただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

総務課長 はい、大綱についてご説明いたします。

お手元に資料もございますが、前面の画面にスライドをご準備しておりますので、こちらをご覧くださいと思います。このスライドは、教育大綱の策定にあたっての根拠をお示ししております。平成27年4月1日に施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」で新たに規定されました第1条の3に「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」という義務規定が設けられましたことを受け、策

定するものでございます。なお、この条文中に「教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針」とございますが、スライド下段にお示ししておりますとおり、具体的には「国の教育振興基本計画」を指し、この中で示してある8つの成果目標が参酌すべき個所ということでご理解いただきたいと思います。次に、大綱策定にあたっての留意点でございます。まず、大綱に定める事項とは何かという点でございますが、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、詳細な施策についてまで策定する必要はないとされております。2番目に、大綱の法律上の効果ですが、市長と教育委員会間で協議調整された事項を大綱に記載した場合は、双方に尊重義務が生じることとなります。なお、目標に向かって取り組んだ結果、それが達成できなかった場合に尊重義務違反になるということはありません。3番目に、大綱の対象期間でございます。国としては、市長の任期、国の計画期間等を勘案し4～5年を目途としております。次のスライドでございます。既存の計画との関係と題しておりますが、文部科学省の通知によれば、大綱策定にあたって既存の計画に目標や施策の根本となる方針が含まれている場合は、これを大綱にすることも可能ということが示されております。この既存の計画というのが、ここに示しております佐世保市教育振興基本計画(第2期)というもので、教育基本法第17条第2項の規定により平成25年度に策定したものであります。この佐世保市教育振興基本計画(第2期)には、教育方針や努力目標といった本市の教育施策に関する目標、施策の根本となる方針というものが記載されておりますので、本日の協議において市長と教育委員会が協議・調整のうえ大綱とすることも可能ということになります。以上が、簡単ですが大綱策定にあたっての考え方の説明となります。

朝長市長 はい。ありがとうございました。

大綱策定の根拠、留意点、大綱の代わりとなる既存計画の活用ということで事務局から説明がありましたが、委員の皆様から何か質問やご意見といったものはありませんか。

久田委員 私は、「第6次佐世保市総合計画」の活動計画として「佐世保市教育振興基本計画(第2期)」が策定される過程において、その会議をつぶさに傍聴いたしました。その内容は詳細な部分まで多岐にわた

り深く議論されております。ですから、この計画は活動の理念から具体的な施策まで網羅した教育委員会の具体的取り組みを表す記述が多く、大綱が意図する施策の根本やその方向性を指す部分については教育方針ではないかと考えているところであります。もちろん、国としてもこの計画の教育方針の部分をもってして大綱として定めることも可能ということをおっしゃるので、市長ご自身がこれをご活用されるということについては異論ないところですが、しかしながら、大綱の策定にあたっては、法の主旨にもあるように、市長のお考えが反映されたものでなければならないと思いますので、市長のお考えとしてどのように思われているのかお伺いしてみたいと思うのですが。

朝長市長

ありがとうございました。久田委員から教育委員会としての考え方とともに、私の考えをというご意見をいただきました。確かに改正法の趣旨として、大綱は首長が策定すると明記されておりますので、私の考え方をお示しすることも大事なことです。私としましては、先の議会でも述べましたが、教育委員会とのこれまでの関係は、他都市の事例のように意見が食い違ってどうにも納まりがつかないというようなことはこれまでになく、良好な関係を構築しているものと認識しております。それは、つまり教育委員会と私の考え方が同じ方向を向いていることであろうと思いますし、例え法律が変わろうとも、執行機関である教育委員会が基本的に施策の推進を図っていくことがベターであろうと思っております。こうした意味から教育委員会としてその施策の根幹を成す方針や目標を定めた佐世保市教育振興基本計画の教育方針を大綱にするということは一つの有効な手段であり、これまでの教育施策との整合性といった見方からも最善ではなかろうかと思っております。ただ、一方で法の趣旨でもありますが、私の使命には、市民の意向というものを施策に反映させなければならないということもございまして、それは即ち3選目にお約束をしたマニフェスト等もその教育方針の中に包括されていると判断できるということでしょうか。

教育長

はい、大綱に市長マニフェストなども包括されているのかということですが、事務局がスライドをご準備しておりますので、正面をご注目ください。大綱策定にあたっては、法律は地域の実情を加味して作成するように指示していますので、本市における

地域の実情ということを列挙してみました。市民憲章や徳育推進のまちづくり宣言等を掲げております。この中に、市長からありましたマニフェストもあると認識しております。特に教育に絡む部分としては、「元気な佐世保っ子づくり」で記載されております5つの項目です。①子ども子育て支援新制度の確実な運用を行い、安心して子育てができる環境づくりを推進します。②新教育委員会制度の適切な運用を図り、教育の振興を推進します。③家庭・学校・地域・企業・団体が一体となって「徳育によるまちづくり」を推進します。④スポーツ・文化の振興による「元気な人づくり」を推進します。⑤学校・体育・文化・生涯学習施設の充実と長寿命化対策を推進します。一方、教育方針をご覧ください。新しい時代を生き抜くためのたくましさや豊かな心をはぐくむとともに、郷土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。ご覧いただきました通り、教育方針は大きな理念ということで、具体的な施策や市長のマニフェスト等については、書き込まれておりませんが、大局的な観点から見ますと、これらのことを包括した文章になっていると思います。

朝長市長　　今の発言にもありましたが、私としても、法の解釈にもあるように、個別・具体的な施策の書き込みをする必要はあまり感じていないところではあるのですが、先ほどのスライドにもあったように、地域の実情というものを考えた際には、まずもって市民憲章が人づくり、まちづくりの土台になるべきであろうと思っています。そうした意味から教育方針が目指す方向が、市民憲章に示すような「人」であったり「まち」であったりというような表現が必要ではないかと考えているのですが、皆さんいかがですか。

教育長　　確かに、市民憲章は平成25年度に40年ぶりの改定をされ、将来の佐世保市民像あるいはまちづくり像ということが反映された究極の目標と言っても過言ではないと思いますので、大綱策定にあたっての最上位にあたる目標に掲げ、それを実現するための教育的な取組理念として教育振興基本計画にある教育方針を位置付けるという表現が望ましいかとも考えます。

深町委員　私も市民憲章を大綱の中で目標に位置づけることは、大変良いことだと思います。また、佐世保では子どもたちの痛ましい事件が2度にわたって起きてしまったという苦い経験をしてきていることもあり、思いやりのある人づくりという点には特に力を入れるべきではないかと思います。その意味から、徳育推進まちづくり宣言も重要かと思いますが。

教育長　深町委員のご指摘でございますが、教育方針には特筆しておりませんが、市民憲章そのものに徳育という考え方も包括されているのではないかと考えております。しかしながら、折角そのようなご指摘もありましたので、議事録にもしっかり書き残すこととして、大綱を取り巻く関係図を整理してもよいのではないのでしょうか。

朝長市長　確かに、徳育は私も推進していくべきだと思っておりますが…。
ここで、様々なキーワードが出てきましたので、少し整理をしたいのですが、事務局から大綱の素案のようなもの、また先程教育長からあった関係図のようなものは準備できますか。できるのであれば、ここで示してもらいたいのですが。

総務課長　はい。それでは、市長からご指示がありました素案と関係図も含めて、お配りしたいと思います。素案の2Pをお開きください。これまでのお話を総括するために、大綱の位置付けを示すフロー図を作成しております。まず、大綱が中心に来ておりますが、大綱には市民憲章を視野に入れた教育方針を記載してはどうでしょうか。
その大綱に並列で連動すべきものとして、徳育推進のまちづくり宣言を配置しています。また、同様に、市長マニフェストも並列で連動するものとして配置いたします。参酌するものとして国の教育振興基本計画を、佐世保市教育振興基本計画並びにその上位計画である総合計画は当然連動するものとして位置づけを行った方が良く考えております。こうした関係の中で大綱を定め、その中身はあくまで、市民憲章をベースとした教育方針のみをお示しするといったイメージではないかと思います。具体的には3P～4Pのイメージとなります。

朝長市長　はい。ありがとうございました。
事務局からこれまでの話を総括した形でイメージを用いながら最終

的な大綱の素案を示していただきました。佐世保市の教育大綱については、市民憲章を視野に入れた教育方針を掲げるということでもとめ、具体的な施策については、それぞれの計画に基づき実施していくというスタイルで大綱を定めるということになるわけですが、委員さんもこのような形での大綱で調整を図ることに対してご意見はございませんか。また、その計画期間でございますが、最初に事務局から説明がありましたとおり私の任期である4年ということにしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし

朝長市長 それでは、私と教育委員会が協議調整した大綱としては、教育方針と定め、具体的なイメージは事務局素案に示されたものとして、各々この考え方を尊重しながら、教育行政の推進にあたってまいりたいと思います。

次に、協議事項3「市内県立高校女子生徒の逮捕事案に係る佐世保市いじめ防止対策推進委員会最終報告並びに佐世保市教育委員会の見解及び取組等について」説明をお願いします。

教育長 このことにつきましては、私からご説明申し上げます。昨年7月26日に起きた本事案に関して、加害女子生徒による小学校6年生時の給食異物混入事案、佐世保市が取り組んでいる「いのちの教育」等を中心に、「佐世保市いじめ防止対策推進委員会」及び「佐世保市いじめ等対策連絡協議会」において振り返りと検証を行いました。会議は、昨年9月から本年8月までの間に、両会議合わせて計19回開催して協議を重ね、去る8月25日に推進委員会の柳会長から資料3の3ページから11ページに記載している最終報告及び学校への提言をいただきました。学校への提言については、8月末の小・中校長研修会において、各校長へ配付し、これまでの学校の取組を振り返り、今後のいのちの教育と危機管理等を検討するよう指示をいたしました。また、最終報告を受け、教育委員会の見解及び今後の取組等を本冊子としてまとめ、8月26日の定例教育委員会において承認をいただきました。資料3の13ページをご覧ください。

教育委員会の見解及び今後の取組等を示しております。これまでの「いのちを大切に作る教育」の3つの柱に加え、太字で記載していますように、学校と家庭、関係機関等との連携・協働を図ること

を示しました。14ページをご覧ください。推進委員会からの最終報告の各項目に対する教育委員会の見解及び今後の取組等を示しました。大きな項目は5つあり、その下に具体的な項目を記載しています。以下、太字の丸ゴシック体で記載している今後の取組等のうち主なものを説明いたします。

1 給食異物混入事案に係る学校及び佐世保市教育委員会の対応について(1) スクールカウンセラー派遣とこころの緊急支援チームの要請については、14ページの中段に記載していますように、カウンセリングの対象者が多い場合やケースが多岐に渡っている場合などは、必要に応じ複数のカウンセラーを派遣するようになっています。また、同じく14ページの最後に記載していますように、佐世保市教育委員会版CRTの設置について関係部局との協議をしております。(2) 児童相談所・要対協への通告・相談については、16ページの中段に記載していますように、学校や県教委との情報共有や連携を行うとともに、専門家を交えて「要保護児童」に該当するのかを協議しております。(3) 長崎県教育委員会との連携については、同じく16ページの一番下に記載していますように、県教委との情報・行動の連携がスムーズになされるよう、具体的に県教委と協議をしております。・17ページをご覧ください。2 給食異物混入事案に係る学校と佐世保市教育委員会を含めた関係機関等との連携について(1) 保護者との信頼関係の構築については、17ページの中段に記載していますように、キーパーソンを決め、方策を立てて対応するなど学校と共に解決にあたってまいります。(2) 相談・通告等の仕組みの再構築については、18ページの上段から記載していますように、佐世保市版「学校と関係機関との連携マニュアル」を作成・活用するとともに、校区内ネットワークを核とした関係機関との連携を推進するよう学校に働きかけてまいります。また、同じく18ページの中段に記載していますように、事案によっては、佐世保市子ども安心ネットワーク協議会とも連携して対応にあたってまいります。(3) 家庭・地域関係者との連携については、19ページの最後に記載していますように、「連携マニュアル」の活用を通して校区内ネットワークを核とした連携・協働を推進し、学校と関係機関との連携・協働を強固なものにしてまいります。20ページをご覧ください。3 給食異物混入事案に係る学校間の児童生徒情報等の引継ぎについて(1) 校種間の児童生徒情報の組織的・継続的な伝達については、20ページの下段に記載していますように、佐世保市版「引継

ぎガイドライン」を作成・活用してまいります。また、21ページの上段に記載していますように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの引継ぎの場を設定してまいります。(2) 児童生徒理解支援システムの有効活用については、21ページの中段に記載していますように、現在のシステムの活用・改善を行ってまいります。また、同じく21ページの最後に記載していますように、佐世保市立以外の県立・私立の学校との引継ぎについても個人情報保護条例の整理などを行ってまいります。22ページをご覧ください。

(3) 保育所・幼稚園と小学校の連携については、22ページの上段に記載していますように、保育所の保育要録及び幼稚園の指導要録の様式をそれぞれ統一して小学校との引継ぎを行いやすくするとともに、「保幼小連携接続カリキュラム」を活用し、保・幼・小の連携を強固なものにしてまいります。4 佐世保市のいのちを見つめる教育について(1)いのちを見つめる強調月間の継続と見直しについては、同じく22ページの最後に記載していますように、今後も一人一人の児童生徒の心に確かに届く取組となるよう学校を指導してまいります。(2)心の状況調査の実施と有効活用については、23ページの上段に記載していますように、今後も調査を継続し、経年で蓄積したデータを活用して児童生徒の悩みや不安などに早期に対応してまいります。また、24ページの中段に記載していますように、担任等が構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを意図的・計画的に行うことができるよう教職員の研修等を実施してまいります。5 その他の予防と対策について(1)道徳教育の充実については、同じく24ページの下段に記載していますように、研究協力校である清水小学校と清水中学校の取組を市内に広めてまいります。また、25ページの上段に記載していますように、「一徳運動」に学校とPTA、地域で取り組み、佐世保市民一体となった徳育の推進を行ってまいります。(2)多面的な児童生徒の把握については、同じく25ページの中段に記載していますように、市教委が独自に作成した「コミュニケーション能力をはぐくむために」の冊子を改訂して活用するとともに、複数の教師による日常観察に加え、心の状況調査の活用やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による気づきや見立てを効果的に活用してまいります。また、同じく25ページの最期に記載していますように、スクールソーシャルワーカーについては、その役割が大きくなってきていることから、財政当局とも協議し、その増員へ向け努力してまいります。さ

らに、26ページの上段から記載していますように、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応や養護教諭の相談活動に対する教職員研修の充実を図るとともに、インクルーシブ教育システムの構築を図ってまいります。(3)情報モラル教育の充実については、同じく26ページの下段に記載していますように、児童生徒の成長・発達におけるインターネット等の情報の影響が大きいとの認識のうえ、青少年健全育成団体やPTA連合会等と連携し、一定のきまりを発信するとともに、それに伴う教職員や保護者に対する研修を実施してまいります。(4)の読書活動の推進については、27ページの最後に記載していますように、学校における読書活動の推進と環境整備のため、財政当局とも協議し、学校図書管理システムの効果的活用と学校司書の効果的な配置・拡充に努力してまいります。教育委員会としては、これらのことを学校や家庭、関係機関等と共に実践し、佐世保市の子どもたち一人一人が、自他の存在を大切に、夢や希望をもって毎日を明るく過ごし、心豊かにたくましく成長していくよう全力を尽くしてまいります。また、9月議会の文教厚生委員会において、議案外報告として報告をしております。

朝長市長 はい。ありがとうございます。協議事項3に関して、委員の皆様からご意見はございませんか。

久田委員 学校で起きている様々な問題に対し、学校だけで対応するより関係機関と連携をして対応したほうが効果的な場合が多くあります。先日の定例教育委員会でも、校区内ネットワークを核とした関係機関との連携推進など、学校の負担が増えるという意見もありましたが、私は、関係機関と連携して早期に発見し、問題が大きくならないうちに早期に対応したほうがかえって学校の負担は軽くなるのではないかと思います。また、推進委員会からは、学校の先生方に対する提言も併せて提出なされました。学校の取組を振り返るためのいい指針を示していただいたものと感謝しています。

深町委員 私は、民生委員をしています。学校と家庭、関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの存在は大きいと感じています。資料の25ページには、3名のスクールソーシャルワーカーで1,232回の対応を行ったと記載しています。一人当たり400回以上の対応を行うことはたいへんなことだと思います。これからますます

その役割が大きくなると思いますので、スクールソーシャルワーカーの増員は是非必要だと思っています。

朝長市長 一人当たり 400 回以上の対応ということで、スクールソーシャルワーカーの増員は必要だという意見でしたが、この 1, 2 3 2 回という回数は、個別相談だけなのか、それとも電話相談なども含めての総回数ということなのか。

教育次長 この回数は、全ての相談を表しておりますので、電話、個別全部を含めております。

朝長市長 わかりました。それでは、合田委員。

合田委員 私は、長年、図書ボランティアをしていますが、学校司書の存在は大きく、たいへんありがたく思っています。資料の 27 ページに、小中学生の図書貸出冊数が 22 年度の 540,597 冊から 26 年度の 781,679 冊に増えたと記載していますが、図書室へ立ち寄る児童生徒の数も確実に増えているということで子どもたちの図書への興味・関心という良い影響を与えたのは学校司書の活躍があったからだと思います。今後も本に親しみ、心豊かな佐世保の子どもたちを育てるためにも学校司書の拡充を図っていくべきだと思います。

朝長市長 学校司書の拡充が必要だということですが、実は、このことについては私ももっと拡充なさいとお叱りを受けているところであります。ですから、このことについては課題として捉えているところです。では次に、内海委員。

内海委員 私は、今年の 1 月、総合教育センターで児童生徒理解支援システムを実際に操作してみました。児童生徒の情報を入力・管理して、いわば学校版カルテのような形で情報を共有し、引継ぎなどにも活用できるこのシステムは、佐世保市が誇るものだと思います。システムに入力されたデータは、テーマごとの検索も簡単にでき、先生方も活用しやすいのではないかと思います。さらにより使いやすいものとなるよう、今後も学校現場のニーズに応じたシステムの機能改善にも是非取り組んでいただきたいと思います。

朝長市長 ありがとうございました。今回の事案は、社会的にも大きな影響を及ぼした重大な事案であると思っています。それだけに長い期間をかけて会議がなされ、推進委員会から今後の指針となる報告がなされたことに感謝いたしております。教育委員会における見解と今後の取組等を説明していただき各委員さんからもそれぞれ意見をいただきましたが、できることから実践に取り組んでいただきたいと考えています。また、予算の必要なものもありますので、私といたしましては、できる範囲での配慮をしていきたいと思っています。次に、協議事項4「中学校教科用図書の採択について」の報告をお願いします。

教育長 中学校教科用図書の採択についてご報告いたします。・義務教育諸学校におきましては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書から、各採択地区において使用する教科用図書を採択することになっております。採択の期間は、4年間となっており、本市教育委員会におきましても、昨年度は、平成27年度から30年度にかけて使用する小学校用教科用図書を、本年度は平成28年度から平成31年度にかけて使用する中学校用教科用図書を採択いたしました。採択までの具体的な流れといたしましては、より綿密な調査研究をおこなうため、資料4の1ページ㊦にあたる場所ですが、学校現場の教師、本年度は79名を調査員として位置づけ、その意見を集約し、その後、㊦にありますように、全中学校長及び教科部長等で構成する選定委員会において専門的な知見から検討させました。また、㊧にありますように学識経験者、保護者代表者、学校代表など10名で構成する佐世保市教科用図書採択審議委員会におきまして、調査員及び選定委員会からの調査報告に基づき、教科用図書の内容が適正かつ公正で、教育的配慮が十分に施されたものであるかなど、多面的な視点や立場から、4回にわたり慎重に審議し、教科ごとに教育委員会へ推薦していただきました。併せて、教育委員につきましても、傍聴も含め、合計8回、教科書の閲覧や研究の時間を計画的に確保し、教科用図書の内容について、理解を十分に深めたうえで、㊨にありますように教育委員会におきまして最終的な採択にあたってまいりました。このような流れで採択いたしました平成28年度使用中学校教科用図書が資料4の2ページのとおりとなります。以上でございます。

朝長市長 ありがとうございました。

この中学校教科用図書の選定については、私は殆ど関わっておりませんので、少し教えていただきたいのですが、平成27年度まで使用している教科書と次年度以降使用する教科書で出版社が変わったという所はどれですか。

教育次長 数学、理科、英語、技術です。

朝長市長 ありがとうございました。

教育長 採択にあたっては、様々な議論がありましたが、やはりこれがわかりやすいということで、採択年数が長くなっているものもありましたが、これでいこうという結論になっています。

朝長市長 只今教育長から説明がありましたが、現場の先生方や専門家の意見を聴きながら、段階的に審議を重ね、最終的には教育委員会において採択をなされたことがよくわかりました。今後は、この教科書が活用なされ、本市の子どもの学力の向上へと結びつくことを願っています。

以上で、第2回総合教育会議の協議事項は終了ということになりますが、他に何かございませんでしょうか。

教育長 最後の協議事項で報告ということで、教科書の採択についてお知らせして頑張ってもらいますといった矢先にご報告しなければならないことがございます。

先月8月26日、新聞報道で全国学力学習状況調査の結果、長崎県の結果が掲載されておりましたが、本市の結果についても分かっておりますので、お知らせしたいと思います。まず、小学校の結果ですが、国語A、算数A、算数Bは長崎県の平均を上回っていますものの、全国平均は下回っています。国語B、理科は、長崎県の平均を少し下回っています。次に、中学校の結果が大変に残念に思っているのですが、これがすべて全国平均も、長崎県の平均も下回っております。現在、本市教育委員会並びに各小中学校におきまして、この調査結果を受けまして結果の分析を行っているところでございます。今後、本市及び各学校の結果・分析・今後の改善策等について

て、まとめてまいります。本市における調査結果は、大変厳しいものであると受け止めております。そこで、先の定例教育委員会でもお話をいたしまして、学力向上のためのワーキンググループを設置し、本調査結果の詳細な分析を行い、授業改善や教職員向けの研修を充実するなど、本市児童生徒の学力向上へ向けた取り組みを実施するよう準備してまいりたいと考えております。特に、来年度以降、中核市に移行することになれば、研修権というものが移譲されますので、本市教育センター並びに教育委員会の責任は益々重くなりますので、特に力を入れていきたいと考えております。以上でございます。

朝長市長 はい。只今、全国学力学習状況調査の結果につきまして、教育長からお話がありました。これに対して何かご意見はございませんか。

教育次長 長崎県の学力向上については私共も協議を重ねているところですが、佐世保市独自のということについてはワーキンググループを作りまして、子どもたちの学習状況等を把握していきたいと考えております。

久田委員 私たち教育委員も計画的に市内の小・中学校を学校訪問させていただいておりますけれども、やはり取り組みが充実した学校とやや取り組みが甘い学校との温度差があるのも事実です。学校訪問の後にお話をする時間がありますので、いいところは積極的に認め、褒めながら、取り組みが甘いところを曖昧にしないように私どもも厳しくお願いをするところもありますので、いろいろな機会をとらえてお話をしないといけませんし、定例の教育委員会の中で事務局に対しても厳しく注文をしたりしながら、子どもたちの学力が少しでもアップするように事務局と一体となって取り組むことが必要なのかなと日々感じているところであります。

朝長市長 ありがとうございます。他に何かありませんか。

内海委員 私も、久田委員と同じように学校訪問をさせていただいて、先生方の授業を見るのですけれども、私どもが行っていることもあって、普段よりちょっとだけ頑張っただけ授業をされていると思うんですよ。

ね。その中で、デジタルの授業、もちろん私はアナログもとっても大事だと思っています。本を読むこと、デジタルでなく本を手にとって読むということですが、その一方でデジタル化が進んでいるわけですから、先生方がもっと積極的にデジタルを使って効果的な授業をするということも取り組むべきかなと思います。あるときに、50歳過ぎの先生だったと思いますけど、無理しなければいいのに、無理して使って全然機能しなかったと、普段されていないんじゃないかなということで、その辺の教育も何か積極的に取り組んでいけばもっと効果的な指導がひょっとしたらできるんじゃないかなと考えています。

朝長市長 他都市においては非常に進んだところもありますので、こういう所をやはり見習ってどういう形でやっているのか、恐らくできない先生もいらっしやってデジタルに慣れていないということもあるかなと思います。しかし、それをどうやって克服したかという取り組みをしてみて、それを佐世保に取り入れることができれば、取り入れていくということでもいいのではないかな。やはりデジタル化ということは非常にいい面も多いと思いますし、現在、宮小学校で取り組んでいると思いますが、その辺の状況も見ながら、方向性としてはデジタル化という方向性になっていくのかなと思いますので、もっと早く取り組んでいかなければいけないのかなと思います。それから学力テストに関しましては、秋田県や福井県といったところが、常に上位にあるわけですから、秋田や福井県がどういった取り組みをしているのかという点について、教えてはくれないかもしれませんが、視察に行くとか、情報収集しながら、長崎県は長崎県でやられるんでしょうが、佐世保市は佐世保市としての今後の流れをつくるという意味では、取り組んでいった方がいいのかなと思います。

朝長市長 他ございませんか。

教育長 先ほどの教科書選定の件で、英語の教科書会社も変更になったと申しましたが、英語は変わっておりませんでした。

朝長市長 英語と言えば、私も周りの方からよく言われるのですが、佐世保はこれだけアメリカとの関係があって英語教育は力を入れてない

のですかという話をされるのですが、力を入れていない訳ではないのでしょうか、佐世保がこれだけ国際化している中で、他に無いような形の取り組みというものはされていないのかなと思うんですけれども。

教育長 今、市長からありましたことについては、金比良小学校の方で一年生の頃から外国語活動ということで、交流も含めながら取り組んでいるところです。それから、学校訪問のところでもありましたように、デジタルを使うということに関しましては、一番は発音というものが私たちの頃からすると数段ネイティブに近い本物に近いということで、これを習っていき5～6年生から中学生に移行すると英語に関しての中一ギャップというものも解消されていくのかなと思っております。

朝長市長 やはり佐世保の子どもは、高校、大学に行って、或いは社会人になったときに、「英語できるよね」といわれる時代や流れが来るべきなんじゃないかと思うわけで、なかなか全体の学力を上げようという県と足並みをそろえているとやり辛いところもあると思うので、佐世保は英語教育をやるぞという考え方を打ち出してもいいんじゃないかなと思う。佐世保の子どもたちは英語得意だぞというのもいいんじゃないかと思えます。

その他ご意見はありませんか。

無いようでしたら、丁度時間となったようですので、これをもって第2回の総合教育会議を終了いたします。どうも、ありがとうございました。